合志市監査委員公告第 3 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により令和2年10月29日から令和3年2月5日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年8月11日

合志市監査委員 松見 辰彦

合志市監査委員 青木 照美

勧告【違法又は不当な事項で特に措置を講ずる必要があると認める事項】

監査の結果	監 査 対象機関	措置状况等		
昨年の定期監査で検討事項とし	農政課	市の顧問弁護士名で施設利用者へ、目		
ていた新古閑共同作業所(ライス		的外使用解決に向けて令和3年12月		
センター)について、目的外使用		末までに施設の明け渡しを求める内容		
の状況が続いている。法的措置		証明付郵便を令和3年6月9日に発送		
を含め、早急にその解消を図ら		しました。		
れたい。				

指摘事項【違法又は不当な事項で是正すべきと認める事項】

監査の結果	監 査 対象機関	措置状況等		
備品管理について	議会事務局	備品台帳を確認し、不備のあった形式・樹		
備品管理については、「合志市	式等について追記を行った。			
財産管理規則」を定め、市の財				
産となる物品について厳正に管	交通防災課	規則に基づき備品管理を徹底するよう課		
理することとなっており、継続して		員に再度指導するとともに、備品台帳の指		
指摘してきているが、未だ備品台		摘箇所について修正を行った。		
帳に不備が見られる。引き続き備	財政課	備品台帳および現物の確認を行いまし		
品台帳と現物との確認を行い、厳		た。記載漏れがないよう課員に指導すると		
正に管理すること。		ともに適正な管理を行います。		
	税務課	備品台帳の形式・仕様等の記載不備につ		
		いて、現物を確認し記載を行いました。ま		
		た、備品の適正な管理について、課員に		
		指導を行いました。		

	福祉課	台帳と備品現物を再確認し、形式や仕様 等の記載不備を修正した。
		併せて課内における備品管理について周 知徹底を図った。
	保険年金課	備品台帳および現物の確認を行った。今 後も備品の適正な管理を行うよう課員に指
		導する。
	学校教育課	備品台帳および現物の確認を行い、不備
		のある個所については追記を行うなど適正
		な管理を行う。
文書管理について	交通防災課	規程に基づき文書管理を徹底するよう課
例年指摘していることであるが、		員に再度指導するとともに、起案文書等の
「起案文書」等において、決裁区		指摘箇所について修正を行った。
分の誤り等、決裁権者による決裁	環境衛生課	規程に基づき文書管理を徹底するよう課
を受けず執行しているものが見		員に再度指導するとともに、起案文書等の
受けられた。「合志市事務決裁規		指摘箇所について修正を行った。
程」に基づき、適正な処理を行う	保険年金課	指摘のあった起案文書等の指摘箇所につ
こと。		いて修正を行った。今後も規程に基づく文
		書管理を行うよう課員へ指導を行う。
	学校教育課	決裁区分・情報開示等、規程に基づいて
		適正な事務処理を行うとともに、起案文書
		等の指摘箇所について修正を行った。
	生涯学習課	決裁区分に基づいて適正な事務処理を行
		うとともに、起案文書等の指摘箇所につい
		て修正を行った。
	下水道課	規程に基づき文書管理を徹底するよう課
		員に再度指導するとともに、起案文書等の
		指摘箇所について修正を行った。
支払遅延について	会計課	負担行為起票済のものについては、現行
支払期限を過ぎて支払いがな		の財務会計システムから歳出予算執行整
されているものについて、遅延理		理簿や未払い・未請求一覧表を出力し、
由書の添付がされているが、「失		支払い状況を確認することが可能。よっ
念」を理由とするものがいくつか		て、定期的に確認することにより支払遅延
あった。担当者が失念していて		は防止できる。ただし、負担行為兼支出命
も、支払遅延が発生しないような		令で起票するものについては、一覧表で
支払いシステムになるよう改善を		の確認はできないので、請求書等の提出
求める。		があった場合は、速やかに支払い事務を

	行うこと、複数人で請求関係書類の確認を 行うなどし、支払遅延が発生しないよう引き
	続き周知を行っていく。
交通防災課	事業の主・副担当2名で毎月末に執行状
	況を確認するよう改善を行う。
学校教育課	学校事務職員へ再三の注意喚起を行って
	いるが、改善されていない学校もあり周知
	の徹底等取り組みが必要である。支払いシ
	ステムについては、学校事務協議会等の
	場で今後も検討を進めていく。

検討事項【指摘事項には至らないが改善に向けた検討が必要であると認める事項】

監査の結果	監 査 対象機関	措 置 状 況 等
奨学資金の滞納について、債務	学校教育課	長期滞納者については電話催促及び臨
者に対し計画的・継続的に接触		戸を行い徴収に努めており、納入が厳しい
し、翌年度に繰り越すことのない		債権者に対しては経済状況に応じて年間
よう徴収に努められたい。		返済額を調整し、分割納付の相談等に応
		じている。今後も引き続き債務者に対して
		未納が始まった早期の段階から接触し、納
		入を促す。
介護保険料について、公平さを	高齢者支援課	令和2年度においては、新型コロナウイル
重視し、継続して徴収に努められ		ス感染症拡大防止のため、臨戸訪問では
たい。		なく、年金受給月等に電話催告を行った。
		納入が厳しい高齢者に対しては分割納付
		など納入相談に応じている。今後も、継続
		して臨戸訪問や電話催告などを実施し、
		納入を促す。
放課後児童クラブ室不足のた	子育て支援課	放課後児童クラブに、コロナ禍における課
め、小学校教室の放課後におけ		題等、教室の利活用についてアンケートを
る利活用について、今後更に児		実施し、結果を基に学校教育課と小学校
童数の増加が見込まれる学校も		教室の放課後における利活用の協議を重
あり、教育委員会・学校との協議		ねている。
に努められたい。		
住宅新築資金等貸付金の滞納	人権啓発	現在、分納誓約の履行者による定期的な
について、残債が多く残っている	教育課	納付や、時効の援用による一部債権の不

が、成果が向上する回収方法の検討に努められたい。 市営住宅の指定管理の導入に	都市計画課	納欠損処理を行い、過去4年間で5千万円を超える債権圧縮を行った。 しかし今なお6,300万円を超える残債があり、今後は分納の不履行者や再三の督促にも応じない者について、訴訟も視野に入れた、より強力な対策を検討している。 指定管理制度の研究について、県内自治
ついて、様々な方向から模索され、よりよい運営管理になるよう		体の状況、近隣市町との広域的な管理運営ができないか、具体的請負者がいるの
検討されたい。		かなどの研究を行なったが、指定管理の
		優位性が見込めなかったため検討を終了
		し、当面現状の運営とする。
現在のレターバスは路線再編な	企画課	市地域公共交通網形成計画に基づき、令
ど努力しているが依然として効率		和2年10月に市コミュニティバスの路線
が低いため、更なる改善を検討さ		再編を実施し、民間との重複路線の解消
れたい。		及び車両見直しによる運行の効率化を図
		りました。
		利用状況については、コロナ禍の影響もあ
		り一概に比較することは難しいですが、前
		年度比約3~4割減となっています。
		今後も引き続き利便性向上と利用促進、
		利用率向上のための取り組みを継続し、全
		体的な効率化を図ります。
		【取り組み内容】
		・出前講座、イベント時の乗り方教室
		・高齢者向けマイ時刻表作成
		・バスロケーションシステム「いまココ」によ
		る案内強化(菊陽町との共同実施)
		・運賃の検討
		・高齢者免許返納者への移動手段移行支
		援(無料乗車券配付)
マンガミュージアムのチャレンジ	生涯学習課	令和2年度マンガミュージアムチャレンジ
ショップについて、利用が少なく、		ショップの利用は、コロナ禍ではありました
十分な活用がなされない状況が		が2件ありました。また、チャレンジショップ
続いている。今後有効活用できる		運営者をマンガミュージアム HP で募集し
よう、引き続き活用策の検討に努		1件の選考を行いました。引き続き広く情
められたい。		報を発信し、活用方法を模索していきま .
		す。